

## 平成21年度第4回宗像市市民参画等推進審議会会議録

日時	平成21年12月11日(金) 14:00~16:00
場所	宗像市市民活動交流館201会議室
出席者	【委員】 井上豊久、白坂義正、中里留美子、花田義男 東博子、南博、宮崎弘子  【事務局】 松永、中村、井上、吉丸、梶栗

### 1. 市民サービス協働化提案制度の審査における課題等について

10月に行った市民サービス協働化提案制度の審査に当たってわかりにくかった点、また、それに対する具体的な提案・要望等について、議論を行った。出された主な意見等は、下記のとおり。

下記のように様々な意見が出たため、東会長、南委員及び吉田委員による専門部会を設置し、そこで平成22年度に向けた見直しの方向性の案を作成し、次回の審議会においてまとめることになった。

- \* 提案された事業を十分理解するため、プレゼンより前に審査会として書類による事前検討会をした方がよい。提案される事業の分野が多様であり、他の審査員からの質疑やコメントが理解を深める上で参考になる。
- \* 審査項目の主旨が理解しにくいものがあるので、より分かり易く、明確な表現に改善したほうがよい。
- \* 協働化提案された事業と同趣旨の事業を前年度までに提案団体が行っているときは、その実績について、利用者の評価（モニタリング）等も含め資料を付けてほしい。市民サービスの向上についての判断に必要である。
- \* 提案団体のプレゼンにおいて、事業の意義、目的は熱心に語られるが、事業の具体的な内容・計画や期待される効果の説明が不十分だと感じた提案も少なくなかった。担当課(事務局)から事前に提案団体に審査会の説明をする中で、審査項目等をきちんと確認しておくべきだ。
- \* コミュニティと連携して、事業を展開することを企画している市民団体が増えてきている。審査段階では、担当課との協議に比べ、コミュニティ関係課との話し合いが十分では

ないように感じた。

- \* 市民活動団体（非営利セクター）と民間事業者（営利セクター）とは、別の制度設計を行う方が良いのではないか。
- \* 提案団体がどのような団体か、簡潔にわかる資料が審査資料に含まれていない。⇒本制度は、提案が採択された場合、提案団体への委託が前提となる。そのため、提案団体に関する情報は審査に際し重要な情報であるため、審査委員に配付する資料へ追加をお願いしたい。ただし、提出様式にある「団体調書」では情報量が多すぎるため、1ページ程度に収まる範囲で、団体の基本情報、これまでの活動状況等がわかるような新たな様式によるものが望ましい。
- \* 評価シートのイ「市と民間団体等の役割分担が適切であること」に関する「当該基準の審査に係る視点」3項目は、要綱第4条の2の記載内容を転載してあるが、これは同要綱第5条（2）に示された本基準の視点のみに該当するものではないと思われる。また、現行の審査体制では、法令への抵触性等について審査委員が責任を持って審査することはできない。⇒現在の視点を全て破棄し、別の視点を新たに定める必要がある。なお、法令への抵触、公権力の行使、政策決定等への関与などについては、市の方で審査委員会の事前に審査し、問題がある場合は提案を書類審査で不採択とする等の手続きを行うべきである。
- \* 評価シートのカ「当該民間団体等が実施することで、より効果的及び効率的な行政運営が推進できること」「当該基準の審査に係る視点」が、「現状のコストに比べ安価となっていること」のみであり、「効果的であるかどうか」に関する視点に欠けている。⇒「安価となっている」に加え、新たに視点を追加する必要がある。
- \* 評価シートの「基準充足の有無」の欄が「有」「無」の二択になっており、どちらにも該当しない、あるいは判断困難である場合、記入に迷う。⇒「有」「無」「判断できない」の三択にしてはどうか。ただし、審査委員は可能な限り「有」「無」のいずれかに印をつけ、安易に判断を逃れることの無いように留意する必要がある。
- \* 提出されている書類から、審査基準を満たしているかどうかを評価することが難しかった。提出書類の様式を、審査基準に沿った形に変更し、箇条書きで記入してもらうとわかりやすくなるのではないか。
- \* 審査シート「満たすべき基準 カ 当該民間団体等が実施することで、より効果的及び効率的な行政運営が推進できること」=コストダウンとなっていることに抵抗感がある。団体の持つ専門性を評価して協働するのであれば、支出に対して市は誠意あるアドバイス

をしてほしい。

\* 事務所を持つ団体の諸経費として計上されている支出が、どこまで認められるのか判断できなかった。

\* 募集要項 1. 概要 に書かれている、「～市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者がノウハウ、アイデアなどを生かして～民間団体等が自ら企画立案した上で提案」した事業であることも審査の基準に反映させたい。

\* 制度の趣旨と審査基準をより整合させるため1つの制度の中に、業務効率化を図る部門、協働の推進を図る部門2つの部門を設け各々審査基準を設定したほうがよい。たとえば、業務効率化を図る部門では、現在の業務の質を保つことができるか、現在よりコストの効率化が図れているかなど。協働の推進を図る部門は、事業実施の体制は適正か、コストは適正か、協働を充実させる提案はあるかなど。

\* 提案用紙のフォーマットを審査基準に対応する項目を設定するように見直すべきである。

\* 事業目的そのものを変える場合には審議会以前に、市が施策変更を行う意思決定の手続きが別途必要ではないか。事業目的の変更が協働または業務効率化につながる場合はある。ただし、審議委員は、市の施策の全体像を把握しているわけではない。そのため、審議会は、事業目的の範囲内（枠組み）で一定の基準に基づき、より効果的な審議が役割と理解している。事業目的の変更は、市の施策方向性を協働と業務効率化の観点だけでなく、例えば他の施策との役割分担など複数の観点からの検討したほうが望ましい。事業目的の変更を伴う事業を否定するものではない、市と審議会の判断手続きの役割分担をしたほうが望ましい、という趣旨で。

\* 審査書類が審査に必要な情報にばらつきがあり審査がしにくかったので、提案用紙のフォーマットを、審査基準に対応する項目を設定するように見直したほうがよい。たとえば、基準について、何をもちて判断すればよいかを明確にする、事業目的、現状、事業内容はわけて記載するなど。

## 2. 協働の課題・改善策等について

### (1) 人まち補助金の補助終了後の支援のあり方

前回の審議会で、次回までに事務局が情報収集をするようになっていた市川市の市民活動団体支援制度（1%支援制度）について、別紙資料に基づき、説明があった。

①仮にこの制度が導入しようとした場合、一般財源をその分減額しなければならないの

で、本市の財政状況等を考えると、実施は困難であると思われること、②事務作業等を考えると、費用対効果の面で十分な効果が得られないのではないかなどの理由で、市川市の市民活動団体支援制度（1%支援制度）と同種の制度の導入は、本市においては適さないということになった。

現状を考慮すると、人づくりでまちづくり事業補助金（人まち基金）の中で検討したほうがよいと考えるので、平成22年度に市民活動団体等の意見を聞きながら、人づくりでまちづくり事業補助金の制度の見直しを行い、平成23年度から実施できるよう引き続いて検討を行うようになった。

#### （2）協働に関する職員の意識啓発等

事務局から実施計画シートに基づき、協働委託推進に向けた庁内のヒアリングを行うとともに、新年度に協働の職員研修を行うことの説明があった。

### 3. その他

#### （1）後期基本計画概要説明会の報告について

#### （2）市民活動団体・コミュニティ運営協議会連携会議（環境分野）の報告について

それぞれ事務局から説明会の報告があった。